

## 第 58 回全国高等学校 P T A 連合会大会愛知大会

### 実 行 委 員 会 会 則

#### (名称)

第1条 本会は、第 58 回全国高等学校 P T A 連合会大会愛知大会実行委員会と称する。  
(略称を「58 愛知大会実行委員会」とし、以下「本会」という。)

#### (目的)

第 2 条 本会は、「(社)全国高等学校 P T A 連合会定款」に基づき、第 58 回全国高等学校 P T A 連合会大会愛知大会（以下「本大会」という）の成功を期し、本大会の準備及び運営、その他全般について必要な業務を実施することを目的とする。

#### (事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- 1 本大会の開催準備及び運営に関すること。
- 2 (社)全国高等学校 P T A 連合会並びに関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
- 3 その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

#### (組織)

第 4 条 本会は、愛知県公立高等学校 P T A 連合会（以下「愛知県高 P 連」という）の会員（保護者・教職員）並びに事務局員の中から選出された委員を持って組織する。ただし、実行委員長が推薦し、実行委員会で承認されたものについてはこれを認めるものとする。  
組織及び業務分担は、別表のとおりとする。

#### (役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

実行委員長	1 名	副実行委員長	若干名
専門部会長	5 名	専門部会長補佐	若干名
監 事	3 名	会 計	若干名

#### (役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 実行委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副実行委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその仕事を代行する。
- 3 専門部会長は、担当業務の企画、運営に当たる。
- 4 専門部会長のもとに、補佐として校長をおく。
- 5 会計は、本会の会計の処理にあたる。
- 6 監事は、本会の事業の執行状況を監督し、会計の監査にあたる。委員会に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

#### (顧問・参加)

第 7 条 本会に、顧問・参加をおくことができる。

- 1 顧問・参加は、本会の諮問に応じ、企画運営に協力をする。
- 2 顧問及び参加は、実行委員長が委嘱する。

#### (役員を選任)

第 8 条 役員を選任は、次のとおりとする。

- 1 実行委員長、副実行委員長、監査については、愛知県高 P 連総会において愛知県高 P 連会則で承認された役員がその任にあたる。
- 2 前項によらない実行委員には、各団体（県公立校長会、県教頭会及び県事務長会）から

推選された者がその任にあたる。

3 実行委員長が必要に応じて推薦し、実行委員会で承認された場合は選任され、その任にあたる。

4 本会の実行委員は、実行委員長がこれを委嘱するものとする。

(役員任期)

第9条 役員及び委員の任期は、本大会の業務がすべて終了するまでとする。

(会議)

第10条 本会の会議は、実行委員長が実行委員会・総務委員会を招集し、専門部会及び分科会部会は部長が招集する。出席者の過半数をもって議決する。

1 本会に、次の会議を置く。

- (1) 実行委員会 (2) 総務委員会 (3) 専門部会及び分科会部会  
(企画運営部会会議)

(実行委員会)

第11条 実行委員会は、次の事項を協議する。

- 1 本大会の開催計画に関する事項
- 2 本大会の収支予算及び決算に関する事項
- 3 その他、本会の運営に関する事項

(総務委員会)

第12条 本会及び本大会の円滑な運営を図るために総務委員会を置く。総務委員会は、別紙組織図に掲げる大会委員をもって組織する。

2 次の事項について審議する。

- (1) 本会に付議する事項 (2) 本会及び実行委員長から付託された事項  
(3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(専門部会及び分科会)

第13条 本会及び本大会の目的達成に必要な準備、運営にあたる。必要に応じて、実行委員長が実行委員会の承認を得て、部会・委員会を設置することができる。

- (1) 全体会部会 (2) 資料広報部会 (3) 歓迎部会 (4) 普通分科会部会  
(5) 特別分科会部会 (6) 分科会企画運営会議(普通・特別)

(経費)

第14条 本会及び本大会の経費は、大会参加費、補助金、負担金、その他の収入をもって充てる。

2 会計は、愛知県高P連役員(会計)と愛知県高P連事務局員及び実行委員長が推薦する者がこれにあたる。

3 監査は、愛知県高P連役員(監事)と実行委員長が推薦する者がこれにあたる。  
本大会の業務がすべて終了した時に監査を実施するものとする。

(事務局)

第15条 本会に事務局を置き、会務の掌握にあたる。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務職員を若干名置く。
- 3 事務局長及び事務局次長は、愛知県高P連事務局員及び事務局次長を当てる。
- 4 事務局は、当面の間、愛知県高P連事務局内に置く。

(解散)

第16条 本会は、本大会が終了し、すべての業務が終了した時に解散する。

(付則)

本会則は、平成19年 6月 1日から施行する。